

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

## 告 示

○地籍調査事業計画の策定	（地域復興支援課）	一
○環境基準の水域類型の指定	（環境対策課）	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（共同参画社会推進課）	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	二
○過疎地域自立促進特別措置法に基づく基幹道路の工事の完了	（道路課）	二
○探石業務管理者試験の実施	（産業立地推進課）	三
○開発行為に関する工事の完了（三件）	（建築宅地課）	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）	（警察本部会計課）	四
○教育委員会 教育委員会 正 誤		七
○宮城県公報第二二二二二号中		八
○宮城県公報第二二六〇号中		八
○宮城県公報第二二六一号中		八
○宮城県公報第二二六三号中		八
○宮城県公報平成二十三年号外第四三三号中		八

## 告 示

○宮城県告示第五百六十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十三年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十三年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 調査を行う者の名称及び調査区域

名称	調査区域
大崎市	古川清水沢字新按沢等一単位区域

## 二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百六十五号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、水生生物の保全に係る環境基準の水域類型を次のとおり指定する。

平成二十三年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 河川（湖沼を除く。）

水域の名称	水域の範囲	該当類型	達成期間
旧北上川水域	旧北上川全域（流入する支川を含む。）	生物 A	イ
迫川水域	迫川全域（流入する支川を含む。）	生物 A	イ
江合川水域	江合川全域（流入する支川を含む。）	生物 A	イ
出来川全域	出来川全域	生物 A	イ
大崎市古川地区内水域	大崎市（平成十八年三月三十日における合併前の古川市の区域に限る。）内河川全域	生物 A	イ
金流川水域	岩手県境から上流（流入する支川を含む。）	生物 A	イ
有馬川水域	岩手県境から上流（流入する支川を含む。）	生物 A	イ
名取川水域	名取川全域（流入する支川を含む。）	生物 A	イ

大倉川水域	大倉川全域(流入する支川を含む。)	生物A	イ
広瀬川水域	広瀬川全域	生物A	イ
	笹川全域	生物A	イ

二 湖沼

水域の名称	水域の範囲	該当類型	達成期間
栗駒ダム	栗駒ダム全域	生物A	イ
花山ダム	花山ダム全域	生物A	イ
鳴子ダム	鳴子ダム全域	生物A	イ
伊豆沼	伊豆沼全域(内沼を含む。)	生物A	イ
長沼	長沼全域	生物A	イ
釜房ダム	釜房ダム全域	生物A	イ
大倉ダム	大倉ダム全域	生物A	イ

備考

- 一 該当類型の欄の記号の意義は、一にあつては昭和四十六年環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)別表2の1(イ)、二にあつては同表1(ウ)の記号の例による。
- 二 達成期間の欄の記号「イ」とは、直ちに達成の意義である。

○宮城県告示第五百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 アスイク

一 代表者の氏名 大橋 雄介

- 二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区大町二・六・二十七 岡元ビル七階
- 三 定款に記載された目的 この法人は、災害や生育環境など、本人が選択できない要因によって将来が限定されてしまう子ども、若者や、いま現在の社会的排除に直面している子ども、若者に対して、教育を中心とした支援活動を行い、子ども、若者の健全なキャリア形成、ウェルビーイングの実現、社会的なコストの削減に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十三年七月十四日

○宮城県告示第五百六十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五二〇二二九	指定就労継続支援多機能型あしあと 仙台市青葉区小田原五丁目一・十六一階	就労継続支援A型 就労継続支援B型	特定非営利活動法人あしあと	平成二十三年八月一日
○四一五二〇〇八四九	就労継続支援B型事業所 さをり工房かおす 仙台市宮城野区萩野町一丁目二十二・十三(出張所) 仙台市宮城野区新田三丁目二十・二十五	就労継続支援B型	特定非営利活動法人黒川こころの応援団	平成二十三年八月一日
○四二五四〇〇九一八	ケアホームくれいど 仙台市太白区西中田五丁目十七番三号	共同生活介護 共同生活援助	合同会社ありがとつ	平成二十三年八月一日

○宮城県告示第五百六十八号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定により行った基幹道路の工事を完了したので告示する。

平成二十三年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了年月日
黄牛線	登米市津山町柳津字黄牛比良一一番一地从先から 同市津山町柳津字黄牛比良一四三番四地先まで	道路改良	平成二十三年 六月三十日

○採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管理  
者試験を次のとおり実施する。

平成二十三年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十三年十月十四日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

パレス宮城野

仙台市青葉区上杉三丁目三番一号

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十三年九月八日（木）から同月二十二日（木）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所で配布する。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

（電話〇二二・二二一・二七三二）

5 受験願書の添付書類

写真（手札形（縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル）とし、受験願書の提出前  
六か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
黒川郡大衡村大衡字古館下十五番一、十五番二の  
一部、十六番一の一部、十六番三の一部、十七  
番一の一部及び十八番一の一部（第二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市相の原三丁目一番六号

株式会社キタセキ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
黒川郡大衡村大衡字古館下三番一、三番二、三  
番六、三番八、三番九、四番一、四番二、四番五、  
四番七、五番一、五番三、六番一、六番三、六番  
四、十五番三の一部、十六番一の一部、十六番二  
の一部、十七番一の一部、十七番二、十八番一の  
一部、十八番二、十八番三及び三番六地先水路の  
一部（第二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市相の原三丁目一番六号

株式会社キタセキ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

多賀城市丸山二丁目七十五番三及び七十五番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号

株式会社みつば

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 交通監視カメラ用映像用IP回線付加機器賃貸借及び回線使用料 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十三年十月一日から平成二十九年九月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県警察交通管制センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。）第一条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五条第五号に掲げる電気通信事業者であること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年八月十二日（金）、午後五時までに提出

すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二二・七二七一、内線二二三二）

- 2 入札説明書等の交付期限

平成二十三年八月十二日（金）、午後五時まで

- 3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年八月二十二日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十三年八月二十九日（月）、午後五時まで

(二) 場所 1 に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

- 5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年八月三十日（火）、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

- 四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

- 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料と回線使用料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Items/Services Required: Lease of additional equipment for Traffic Surveillance video camera with IP circuit and connection fees 1 set

2 Duration of Contract: From October 1, 2011 to September 30, 2017

3 Location : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai; Traffic Control Center and other locations in Miyagi Prefectural Police Headquarters.

4 Bid Deadline : 5 : 00 p.m., August 29, 2011

5 Contact: Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai. Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 EXT. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県警察指掌紋自動識別システム機器賃貸借 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成二十四年一月一日から平成二十八年十二月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県警察本部刑事部鑑識課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十三年八月十七日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付期限  
平成二十三年八月十七日(水)、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年八月三十日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に必要書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十三年九月十三日(火)、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達するものとする。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年九月十四日(水)、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ( )を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業

務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。  
6 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Items/Services Required : Lease of equipment for the Miyagi Prefectural Police Automated

Fingerprint Identification System 1 set

2 Duration of Contract : From January 1, 2012 to December 31, 2016

3 Location : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai. Identification Division Criminal Investigation

Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters and other locations.

4 Bid Deadline : 5 : 00 p.m., September 13, 2011

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural

Police Headquarters: 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-

7171 EXT. 2232

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十三年八月五日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日時 平成二十三年八月十二日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 職員の人事について

2 平成二十四年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について

3 宮城県総合運動場指定管理者選定委員会委員の人事について

4 東北歴史博物館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

<p>○宮城県公報第二二六三三号(平成二十三年一月十四日付け)中                  ページ 上 段 一 行                  正                  加美郡色麻町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、色麻町(次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>○宮城県公報第二二六三三号(平成二十三年六月十日付け)中                  ページ 上 段 一 行                  正                  加美郡色麻町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、色麻町(次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>○宮城県公報第二二六三三号(平成二十三年六月三日付け)中                  ページ 上 段 一 行                  正                  登米市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、登米市(次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>○宮城県公報第二二六三三号(平成二十三年五月三十一日付け)中                  ページ 上 段 一 行                  正                  登米市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、登米市(次の図に示す部分に限る。)</p>	<p>○宮城県公報第二二六三三号(平成二十三年四月二十二日付け)中                  ページ 上 段 一 行                  正                  加美郡色麻町(国有林。次の図に示す部分に限る。)</p>
<p>正 誤</p>				
<p>十二人                  五 傍聴手続                  1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。                  2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。                  六 問い合わせ先                  仙台市青葉区本町三丁目八番一号                  宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二・二二一・三六一一)</p>				
<p>ページ 一 下 段 五行                  正                  第九号を第十号とし、同項第八号中「地域振興課」を「地域復興支援課」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第三号から第七号                  第三号から第九号 誤</p>				